

令和5年第12回  
教育委員会定例会教育長報告

令和5年12月15日（金）

- |    |   |     |
|----|---|-----|
| 1  | 令和5年第4回市議会定例会一般質問対応状況について                                     | 資料1 |
| 2  | 児童・生徒表彰に係る受賞数等について  | 資料2 |
| 3  | 武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務について                                    | 資料3 |
| 4  | 令和5年度東京都公立学校校長任用審査、校長職選考、副校長任用審査、教育管理職選考、4級職選考及び主任教諭選考の結果について | 資料4 |
| 5  | 令和6年度 教育課程編成の方針について   | 資料5 |
| 6  | 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託優先契約交渉事業者の決定について                           | 資料6 |
| 7  | 令和6年「20歳を祝う会」の開催について  | 資料7 |
| 8  | 令和5年度少年少女スポーツ大会第40回少年少女サッカー大会の開催結果について                        | 資料8 |
| 9  | 図書館除籍資料の無償配布結果について  | 資料9 |
| 10 | その他   |     |

## 令和5年第4回市議会定例会一般質問対応状況について

| 質問者              | 質問事項             | 質問要旨  | 答弁要旨   |
|------------------|------------------|---|--|
| 1 石黒議員<br>(公明党)  | 中学校の部活動の指導体制について | 各中学校における部活動指導員及び部活動外部支援員の配置状況、及び活動状況について伺う。 | 部活動指導員につきましては、各中学校に1人を配置し、週3日程度指導を行っていただいております。<br>次に、部活動外部支援員につきましては、各学校で支援を必要とする部活動に配置し、指導をいただいております。配置している部活動については、中学校5校で13部活動、人数については合計54人となっており、各校に配当した予算の中で活動していただいております。  |
| 2 鈴木議員<br>(市民の力) | 学校等における安全対策について  | ②小・中学校の不審者対策等の安全管理及び防犯教育実施状況について伺う。         | 小・中学校の不審者対策等の安全管理につきましては、通用門の施錠は行っておりませんが、常に門扉を閉めるように徹底し、主要な門にはインターホンを設置して来訪者の確認に努めているほか、校舎に防犯カメラを複数台設置するとともに、警察に直通で繋がる非常通報装置を設置しております。<br>また、防犯教育の実施状況につきましては、各校において安全教育全体計画及び安全教育指導計画を作成の上、当該計画に基づいてセーフティ教室や不審者対応訓練を実施しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 |
| 3 前田議員<br>(公明党)  | 防犯対策について         | ①登下校時における不審者情報の発信件数とその後の対応について。             | 不審者情報につきましては、学校から不審者情報として報告を受けた場合、教育委員会から安全確保情報として小・中学校や関係機関、庁内関係各課へ周知しております。令和4年度の報告件数は19件であり、そのうち、登下校時の事案については7件となっております。<br>また、基本的には、不審者に遭遇した児童・生徒の保護者から警察にまず一報をしていただくようにしております。<br>対応につきましては、各学校で情報を受け、登下校時の安全について学級等で指導しております。                  |

| 質問者                   | 質問事項                      | 質問要旨  | 答弁要旨  |
|-----------------------|---------------------------|---|---|
| 4 天目石<br>議員<br>(清流)   | 環境保全のあ<br>らましについ<br>て     | ②小・中学校のばい<br>煙測定の結果公表は。   | 小・中学校のばい煙測定につきましては、大気汚染防止法に基づき、集中暖房用ボイラーから排出されるばい煙を測定し、その結果を記録しておかなければならないことになっております。<br>また、測定結果につきましては、東京都環境確保条例で定められている基準値内となっておりますので、教育委員会といたしましては、現在のところ、公表する予定はございません。                                     |
| 5 須藤<br>議員<br>(公明党)   | I C T教育の<br>本市の現状に<br>ついて | G I G Aスクール<br>構想に伴う、I C T教<br>育の本市の現状を伺<br>う。また、不登校等児<br>童の対応にも活用で<br>きるオンライン学習<br>への取組について伺<br>う。 | G I G Aスクール構想で整備した一人1台端末は、日常の授業の中での活用頻度が増しており、今後は、各教科の特性を踏まえながら更に効果的な活用を図っていきたいと考えております。<br>また、不登校等児童・生徒への対応については、家庭の協力を得ながら、個々の状況に合わせて活用しております。  |
| 6 内野和典<br>議員<br>(新政会) | 赤坂池につい<br>て               | ①歴史散策コース<br>の場所として分かり<br>やすい案内表示、環境<br>整備が必要と考える<br>が市の見解を伺う。                                       | 赤坂池につきましては、むさしむらやま歴史散策コース、東コースの歴史民俗資料館をスタート地点とする、東1コースのポイント7に設定しているところでございます。<br>むさしむらやま歴史散策コースにつきましては、案内標柱を設置しておりますが、赤坂池の案内標柱は、草木の成長等によって見えづらくなることは認識しておりますので、定期的に見回り等を行い、むさしむらやま歴史散策コースの維持管理に努めて参りたいと考えております。 |
| 7 田村<br>議員<br>(日本共産党) | 小・中学校の<br>不登校問題に<br>ついて   | ①本市の過去5年<br>間の不登校児童・生徒<br>数の推移。   | 本市の過去5年間の不登校児童・生徒数の推移につきましては、平成30年度は145人、令和元年度は147人、令和2年度は152人、令和3年度は180人、令和4年度は213人でございます。   |
|                       |                           | ②不登校になっ<br>ている要因は何か。  | 不登校の要因につきましては、令和4年度では無気力・不安が小・中学校とも一番多い状況でございます。  |

| 質問者               | 質問事項             | 質問要旨                               | 答弁要旨   |
|-------------------|------------------|------------------------------------|--|
|                   |                  | ③本市の不登校対策の取組。                      | 不登校対策の取組につきましては、不登校担当コーディネーター連絡会などで情報共有を行い、不登校の児童・生徒が関係機関につながるよう進めております。   |
|                   |                  | ④「COCOLOプラン」について。                  | 文部科学省から通知されました「COCOLOプラン」につきましては、本市といたしましても不登校児童・生徒が安心して学べる環境整備に向け、様々な検討を進めております。  |
| 8 木村議員<br>(市民の力)  | 不登校の現状と課題について    | コロナ禍の影響等による変化について。<br>①近年の状況。      | 不登校につきましては増加傾向にあります。不登校の要因は様々であり、感染症の拡大も増加の要因の一因であると捉えております。   |
|                   |                  | ②市の対応への影響。                         | 市の対応への影響でございますが、令和3年度より不登校担当コーディネーター連絡会を立ち上げ、各校の情報共有を行い、不登校の児童・生徒が関係機関につながるよう進めております。                                      |
|                   |                  | ③問題点と今後の課題。                        | 問題点と今後の課題につきましては、不登校の要因が様々であり、不登校の児童・生徒は増加傾向にあることから、不登校の予防及び当該児童・生徒の対応について、個に応じた支援を講じていくことが必要であると捉え、様々な取組を検討しているところでございます。 |
| 9 藤枝議員<br>(日本共産党) | 学校給食費無償化の早期実現を   | ①26市における学校給食費無償化の自治体数について(多子軽減含む)。 | 学校給食の無償化を実施している26市の状況につきましては、令和5年度分完全無償化の府中市及び第3子の無償化を行っている狛江市の2市であると認識しております。   |
|                   |                  | ②本市でも多子軽減からやるべきでは。                 | 本市では、これまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食の期限付の無償化等を行ってまいりました。<br>無償化につきましては、財源等の観点から、現時点では多子軽減を含めて実施をすることは考えておりません。       |
| 10 大野議員<br>(新政会)  | 自転車の運転マナーの向上について | ①小・中学生へのこれまでの運転マナー向上等の取組について。      | 小・中学校においては、交通安全教室や自転車教室、東京都の事業である「自転車シミュレータを活用した交通安全教室」を活用し、発達段階に応じた交通安全指導を行っております。  |

| 質問者              | 質問事項                   | 質問要旨  | 答弁要旨   |
|------------------|------------------------|---|--|
|                  | 公共施設の予約方法について          | <p>①今年に入ってから予約が取りづらいつと一部利用者から聞くが原因について伺う。</p> <p>②実際の利用者数と予約会場の大きさのミスマッチ等について伺う。</p>    | <p>現在のところ、施設の予約が取りづらいつなどのお問合せ等はいただいておりませんが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、行動制限等が緩和されたことから、市民団体等の活動が日常の生活に戻りつつあることが一つの要因ではないかと考えております。</p> <p>利用団体の中には、軽スポーツや健康体操、ダンスなどを行う団体もあることから、利用人数と利用する部屋の大きさが異なることもございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p> |
| 11 遠藤議員<br>(新政会) | 子どもたちの生活習慣病予防検診の実施について | <p>①本市では中学校2年生の貧血検査で採決を実施している。検査項目を増やし自分の健康に関心を寄せることについて。</p> <p>②実施時の一人当たり追加料金を伺う。</p> | <p>血液検査において、生活習慣病の早期発見が期待できる検査項目を追加することにつきましては、その結果を生徒自身で確認することにより、健康意識の向上に寄与するものと考えております。</p> <p>生活習慣病の早期発見が期待できるものとして、例えば、LDLコレステロール値の検査項目を追加した場合は、1人当たり264円の追加料金が必要になるものと見込んでおります。</p>                                      |

## 児童・生徒表彰に係る受賞数等について

## 1 個人

| 区 分   | 受 賞 数 |    | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|----|-----|-----|
|       | 文化    | 体育 |     |     |
| 小 学 校 | 14    | 13 | 27  |     |
| 中 学 校 | 3     | 3  | 6   |     |
| 計     | 17    | 16 | 33  |     |

## 2 団 体

| 区 分   | 受 賞 数 |    | 合 計 | 構 成 人 数 |    | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|----|-----|---------|----|-----|-----|
|       | 文化    | 体育 |     | 文化      | 体育 |     |     |
| 小 学 校 | 0     | 0  | 0   | 0       | 0  | 0   |     |
| 中 学 校 | 2     | 2  | 4   | 21      | 7  | 28  |     |
| 計     | 2     | 2  | 4   | 21      | 7  | 28  |     |

武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等  
更新業務プロポーザル実施要領

令和 5 年 1 2 月  
教育部教育総務課

## 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務

### (2) 業務内容

「武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

- ア 校内ネットワーク等構築期間 契約締結日の翌日から令和6年8月31日まで
- イ セキュリティ環境提供期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
- ウ システム提供期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
- エ 運用保守提供期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

## 3 予算(予定見積り限度額)

334,254千円

内 訳

- ・令和6年度 86,289千円
  - └校内通信ネットワーク構築費 53,517千円 (款09項02目01節12)
  - | (款09項03目01節12)
  - └校務支援システム等使用料 32,772千円 (款09項02目01節13)
  - | (款09項03目01節13)
  
- ・令和7年度～11年度
  - |
  - └校務支援システム等使用料 247,965千円 (款09項02目01節13)
  - | (款09項03目01節13)

※ 令和6年第1回武蔵村山市議会定例会の議決により、令和6年度武蔵村山市一般会計予算が成立しなかった場合又は本業務の執行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合は、契約を締結しない。議決により減額された額が本業務の執行が可能な程度の減額にとどまる場合は、別途委託候補事業者と協議することとし、協議の結果、双方が合意した場合は契約を締結することができるものとする。

#### 4 スケジュール (予定)

| 年 月 日         | 内 容                                    | 備 考                              |
|---------------|--|----------------------------------|
| 令和5年12月8日(金)  | 案件の公示及び実施要領・仕様書・参加申込書等の配布              | ホームページ公開                         |
| 令和5年12月25日(月) | 案件の公示終了<br>参加申込書の提出期限                  | ホームページ公開終了                       |
| 令和6年1月5日(金)   | 第一次審査(参加資格審査)の結果通知                     | 1月5日～1月12日を、第一次審査結果に対する説明期間とする。  |
| 令和6年1月5日(金)   | 見積書・企画提案書の受付開始                         | 持参又は郵送                           |
| 令和6年1月15日(月)  | 企画提案書等に関する質問書の提出期限                     | 電子メール                            |
| 令和6年1月19日(金)  | 企画提案書等に関する質問書の回答期限                     | ホームページで公開<br>電子メールで回答            |
| 令和6年1月26日(金)  | 見積書・企画提案書の受付終了                         |                                  |
| 令和6年2月5日(月)   | 第二次審査<br>(プレゼンテーション審査)<br>(候補者決定)      | 1者につき60分程度予定<br>(説明30分 質疑30分)    |
| 令和6年2月8日(木)   | 第二次審査(予備日)<br>(プレゼンテーション審査)<br>(候補者決定) | 1者につき60分程度予定<br>(説明30分 質疑30分)    |
| 令和6年2月14日(水)  | 第二次審査結果の通知                             | 2月14日～2月21日を、第二次審査結果に対する説明期間とする。 |
| 令和6年4月1日(月)   | 契約締結                                   |                                  |

#### 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### 6 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。

- イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - エ 武蔵村山市契約における暴力団排除措置要綱の措置要件に該当しないこと。
  - オ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
  - カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
  - キ 本業務に関する実績及び能力を有し、かつ、実施できること。
  - ク 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001、JIS Q27001）又は個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク、JISQ15001）の認証を取得していること。
- (2) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときには、その時点で参加資格を失う。

## 7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

## 8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。  
ただし、事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考の結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 提案事業者が1者のみの場合でも審査を行う。審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1未満のときは、優先契約交渉事業者を選定しない。

## 9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

### (1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部

ウ 業務実績書（第2号様式） 1部

※ 「6 参加資格」(1)キに掲げる業務実績が分かる契約書（表紙）の写しを添付のこと。

エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001、JIS Q27001）又は個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク、JIS Q15001）の認証取得を証明する書類（写し） 1部

### (2) 提出期限

**令和5年12月25日(月) 午後5時(必着)**

### (3) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

イ 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

### (4) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育政策係（所在地等は、12ページに記載）

## 10 第一次審査（参加資格審査）

### (1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第3号様式）を令和6年1月5日（金）までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和6年1月5日（金）から同月12日（金）

までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の差し替えは認めず、書類は返却しない。

## 11 企画提案書の作成方法等

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第4号様式として企画提案書を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、「武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務仕様書」の内容を十分理解した上で、各社の公平な内容比較を行うために、表1の項番順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

なお、表1項番6～9に記載している要求要件に対する対応可否については、実施要領別紙1を用いて回答すること。

【表1】

| 項番 | 項目                | 企画提案書に記載すべき事項   |
|----|-------------------|---|
| 1  | 会社概要              | 会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項を記載すること。   |
| 2  | 本業務の実績            | 本業務と同等の業務を実施した実績内容を記載すること。  |
| 3  | 本事業に対する基本方針       | 仕様書の内容を踏まえ、提案に当たっての基本方針を記載すること。   |
| 4  | 全体構成              | 提案する校内通信ネットワーク環境の全体構成について、提案するサービスとその利用イメージを把握できるよう、図を用いて記載すること。また、その選定理由についても示すこと。 |
| 5  | プロジェクト管理          | 本業務達成に向けたプロジェクト管理内容を記載すること。   |
| 6  | 校内ネットワーク等構築に関する提案 | 仕様書【別紙1】校内ネットワーク等構築要求要件について、対応可否並びに提案内容を記載すること。                                     |
| 7  | セキュリティ環境に関する提案    | 仕様書【別紙2】セキュリティ環境要求要件について、対応可否並びに提案内容を記載すること。  |
| 8  | システムに関            | 仕様書【別紙3】システム要求要件について、対応可否並  |

|    |            |   |
|----|------------|---|
|    | する提案       | びに提案内容を記載すること。                                |
| 9  | 運用保守に関する提案 | 仕様書【別紙4】運用保守要求要件について、対応可否並びに提案内容を記載すること。      |
| 10 | 業務体制表      | 契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験又は担当する業務等）を記載すること。 |
| 11 | 業務工程表      | 本業務の工程表及び当市と事業者の役割分担を明示すること。                  |
| 12 | その他        | その他、独自の提案があれば、具体的に記載すること。                     |

(3) 提出期限

**令和6年1月26日（金）午後5時（必着）**

(4) 提出部数

正本： 1部

副本： 16部

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

イ 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

(6) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育政策係（所在地等は、12ページに記載）

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成し、ページ番号を付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

エ 提出後の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請があったものについてはこの限りではない。

オ 提出後の書類は返却しない。

## 12 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書に記載された要求要件を全て満たした見積書（第5号様式）及び見積内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 見積書には、事業者の所在地、商号又は名称・代表者肩書、氏名を記入の上、代表者印を押印すること。
- (3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格とする。
- (4) 提出期限

**令和6年1月26日（金）午後5時（必着）**

- (5) 提出部数

正本： 1部

副本： 16部

- (6) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

イ 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

- (7) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育政策係（所在地等は、12ページに記載）

## 13 質問受付及び回答

企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書（第6号様式）を次により提出すること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

- (1) 受付期間

**令和6年1月5日（金）午前9時から**

**令和6年1月15日（月）午後5時まで（必着）**

- (2) 質問方法

質問事項は、質問書（第6号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。メールの件名は、「【事業者名】武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務（質問書）」とし、送信確認の電話連絡を行うこと。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。

(3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育政策係（所在地等は、12ページに記載）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和6年1月19日（金）までに、市ホームページに公開するほか、電子メールで回答する。

#### 14 第二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、10名とする。

(2) 日程

令和6年2月5日（月）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

なお、同年2月8日（木）は予備日とする。

(3) 場所（予定）

令和6年2月5日（月） 武蔵村山市役所3階 301会議室

同年2月8日（木） 中部地区会館（武蔵村山市役所4階）402学習室

(4) 審査基準

ア 「15 審査基準」表2の各評価項目に対し、次のとおり1点から5点までの評価採点を行う。

| 評価基準    | 配点 |
|---------|----|
| 特に優れている | 5点 |
| 優れている   | 4点 |
| 普通である   | 3点 |
| やや劣っている | 2点 |
| 劣っている   | 1点 |

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を加えたものを評価点とする。評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記アの企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は45点とし、これに価格評価点を加えた50点を最高評価点とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は4人以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 審査時間は、1事業者につき60分以内（原則として、プレゼンテーションで30分以内及び質疑応答30分以内）とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコン等の機器は事業者が用意すること。プロジェクター（接続端子はHDMI又はVGAケーブル）、スクリーン及び電源タップについては、市が用意するため、使用する事業者は、企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。

キ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

#### (6) 審査結果

審査結果は、令和6年2月14日(水)までに電子メールにより第二次審査を受けた全ての提案事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書(第7号様式)により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、契約優先交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和6年2月14日(水)から同年2月21日(水)までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

## 15 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2のとおりとする。重要な項目については、重みを掛けて採点する。価格評価の配点基準は、表3のとおりとする。

【表2】

| No. | 評価項目 | 評価対象     | 評価・着眼点  | 重み |
|-----|------|----------|---|----|
| 1   | 企業評価 | 経営規模の妥当性 | 資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。   |    |
| 2   |      | 同種業務の実績  | 本業務と同等の受託実績があるか。  |    |
| 3   | 業務評価 | 提案内容     | 提案内容について、仕様書に記載している業務目的、構築方針及び各種要求要件を十分に理解した上での提案が具体的かつ明確になされているか。また、事業目的に沿 | ×2 |

|   |  |        |  |     |
|---|--|--------|--|-----|
|   |  |        | う成果が期待できるか。  |     |
| 4 |  | 役割分担   | 当市と事業者の役割分担の内容が的確かつ具体的で、当市の負担軽減となるような工夫が提案されているか。                              |     |
| 5 |  | 作業工程   | 本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。  |     |
| 6 |  | 追加提案事項 | 追加提案事項等について、具体的な提案がされているか。   | × 2 |
| 7 |  | 提案姿勢   | (1)企画提案書が、具体的であり、適切な提案がされているか。<br>(2)説明、質疑応答に対して適切であるか。<br>(3)今後、柔軟な対応を期待できるか。 |     |

【表 3】

| 見積額            | 配点 |
|----------------|----|
| 見積限度額を超えた場合    | 失格 |
| 見積限度額と同額       | 1点 |
| 見積限度額の99%から85% | 2点 |
| 見積限度額の84%から70% | 3点 |
| 見積限度額の69%から55% | 4点 |
| 見積限度額の54%以下    | 5点 |

## 16 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉事業者との協議に移るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

## 17 情報公開及び提供

### (1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務  
プロポーザル審査委員会要領

イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務プロポー  
ザル審査委員会要領、決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された  
優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

## 18 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (6) 当市は企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。  
なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 19 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、その旨を速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛てに提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (4) 本プロポーザルは武蔵村山市校内通信ネットワーク環境等更新業務の委託候補事業者を選定するために、令和6年度武蔵村山市一般会計予算の成立を前提とした年度前事前準備行為として実施するものである。そのため、当該予算が成立しなかった場合又は本業務の執行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合には、本プロポーザルに係る契約の締結は原則として行わない。その場合であっても、当市はそれに伴って生じるいかなる費用も保証しないため、参加に当たっては十分留意すること。

## 21 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育政策係 池谷・阿部

電話：042-565-1111（内線424）

FAX：042-566-4490

電子メール：kyoiku-propo@city.musashimurayama.lg.jp

令和5年度東京都公立学校校長任用審査、校長職選考、副校長任用審査、教育管理職選考、4級職選考及び主任教諭選考の結果について

■校長任用審査適格者

|     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 2名 | 適格者 | 2名 |
| 中学校 | 受験者 | 1名 | 適格者 | 1名 |
| 合計  | 受験者 | 3名 | 適格者 | 3名 |

■校長職選考合格者

|     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 3名 | 合格者 | 0名 |
| 中学校 | 受験者 | 2名 | 合格者 | 1名 |
| 合計  | 受験者 | 5名 | 合格者 | 1名 |

■副校長任用審査適格者

|     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 2名 | 適格者 | 2名 |
| 中学校 | 受験者 | 1名 | 適格者 | 1名 |
| 合計  | 受験者 | 3名 | 適格者 | 3名 |

■教育管理職選考合格者

|     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 2名 | 合格者 | 2名 |
| 中学校 | 受験者 | 0名 | 合格者 | 0名 |
| 合計  | 受験者 | 2名 | 合格者 | 2名 |

■4級職（主幹教諭・指導教諭）選考合格者

|     |     |    |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 3名 | 合格者 | 3名 |
| 中学校 | 受験者 | 2名 | 合格者 | 2名 |
| 合計  | 受験者 | 5名 | 合格者 | 5名 |

■主任教諭選考合格者

|     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 受験者 | 27名 | 合格者 | 5名 |
| 中学校 | 受験者 | 7名  | 合格者 | 3名 |
| 合計  | 受験者 | 34名 | 合格者 | 8名 |

令和 5 年 12 月 15 日  
武蔵村山市教育委員会

## 令和 6 年度教育課程編成の方針について

### 1 教育課程の定義

学校において編成する教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画」である。（「小学校学習指導要領解説（平成 29 年 7 月）—総則編—11 頁」「中学校学習指導要領解説（平成 29 年 7 月）—総則編—11 頁」）

### 2 教育課程編成の主体

- (1) 校長が責任者となって編成する。
- (2) 編成作業は、全教職員の協力の下に行う。

### 3 教育課程届出の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条及び第 33 条の規定に基づき、本市教育委員会は各学校の教育課程、学習指導、生活指導等について管理、助言、援助を行う。

また、武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則第 15 条、「校長は、翌年度において実施する教育課程について、毎年 3 月末日までに、委員会に届け出なければならない」と規定されていることから、本市教育委員会は市立小・中学校に対し、教育課程の届け出を求める。

### 4 教育課程編成の原則

- (1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと。
- (2) 児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階と特性を十分考慮すること。

### 5 教育課程編成の配慮事項

各学校においては、以下の点について教育課程に反映する。自校の特色を明確にするとともに成果を評価しやすくするため、具体的な取組を記述する。

- (1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の遵守
- (2) 市教育目標、市教育振興基本計画、令和 6 年度市教育委員会基本方針、令和 6 年度市教育委員会主要施策・主要事業等の反映
- (3) 校長の学校経営方針の反映
- (4) 令和 5 年度学校評価結果の反映
- (5) 生きる力の育成（豊かな心を育む教育の推進、学力向上策の推進、健康な身体や体力を育む教育の推進、社会の変化に対応できる力を育む教育の推進、個に応じた支援と指導の充実、まちづくり学習の充実等）

## 6 休業日について

### (1) 夏季休業日

「武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則」第3条第2項により、7月21日から8月31日までとする。

ただし、第3条第3項により、末日を8月24日から同月30日までの間で校長が定める日に変更することができる。

### (2) 冬季休業日

「武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則」第3条第2項により、12月26日から1月7日とする。

### (3) 春季休業日

「武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則」第3条第2項により、3月26日からとする。

### (4) 都民の日（10月1日）

「武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則」第3条第2項により、都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）第2条に定める日は休業日とする。

## 7 授業時数の確保について

### (1) 授業日数・余剰時数の設定

ア 授業日数の基準は設けない。

イ 各学校の教育課程編成においては、各教科等について標準時数を上回って実施する授業時数（余剰時数）を、過剰に設定することがないように、編成することが望ましい。

ウ 各校におけるカリキュラム・マネジメント等を一層推進すること。

エ イについては、午前5時間制を実施する学校についても同様とする。

### (2) 夏季休業日の短縮

上述のとおり、夏季休業日の末日を8月24日から同月30日までの間で校長が定める日に変更することができる。

ただし、この期間に給食センターは稼働しない。

### (3) 土曜日の授業設定

土曜日の授業については、現行どおり、学校週5日制の趣旨を生かしながら、保護者公開・地域参加型の授業等を中心に、設定することができる。

## 8 振替休業日の設定について

土曜日に授業を実施した場合は、原則、翌週の月曜日に振替休業日を設定することとする。

## 9 各教科等の1単位時間の設定について

原則、小学校は45分、中学校は50分とする。

なお、学習指導要領において、「授業の区切り方を変えること、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行うこと（以下「モジュール」という。）」が可能とされているが、各学校において、モジュール学習を実施する場合は、年間の指導計画・評価計画等の詳細を示した資料及び時数の確保が明確になる資料の提出を求める。

## 10 学校行事の総合的な学習の時間への代替について

学習指導要領においては、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」と定められている。

この規定は、総合的な学習の時間の趣旨と特別活動の趣旨をそれぞれ踏まえた上で、総合的な学習の時間の年間指導計画や単元指導計画に明確に位置付けられる体験活動のみをもって、学校行事を総合的な学習の時間として代替することを認めるものである。

学習指導要領解説 総則編に例として記載されている「自然体験活動」、「ボランティア活動」等、趣旨に合致した体験活動に限り、読み替えが認められるものであり、儀式的行事や健康安全・体育的行事などを代替することは、基本的に認めない。

## 11 「まちづくり学習」の実施について

グローバル化や人工知能・AI等の技術革新が急速に進み、予測困難な時代にあつて、子供たちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められている。

この考えを反映した現行の学習指導要領解説（総則編）においては、子供たちの「生きる力」を育むために「各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童（生徒）の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力※を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。」と示されている。

このことから市内小・中学校においては、保護者や地域の方と連携・協力し、市の発展や課題について考え、問題解決に取り組む地域に根差した探究的な学習を通して、地域を知り、地域を大切に思う思いを育むとともに、主体的に考え、自ら行動する力や他者と協働しながら挑戦する力等の育成を目指す「まちづくり学習」を各校の教育課程に位置付け、全学年または一部の学年で取り扱うこととし、年間指導計画（別表）を作成することとする。

※小学校学習指導要領（平成29年告示）総則編P.52・53には以下の7点が示されています。

- 健康・安全・食に関する力
- 主権者として求められる力
- 新たな価値を生み出す豊かな想像力
- グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- 自然環境や資源の有限性の中で持続可能な社会をつくる力
- 豊かなスポーツライフを実現する力

### 学習内容の例

- 【 地 域 理 解 】 地域の特色、地域や施設の見学、人々とのふれ合い
- 【 自 然 環 境 】 環境学習、保存活動
- 【 産 業 ・ 経 済 】 農業や工業、まちの人々の仕事、食育
- 【 安 全 ・ 防 災 】 地域の安全や防災の取組
- 【 地 域 貢 献 】 奉仕活動、地域の活性化
- 【 伝 統 文 化 ・ 歴 史 】 文化的行事、地域の歴史、伝統文化の継承

## 12 小学校低学年における外国語活動の実施について

本市においてはこれまで、小学校第1学年及び第2学年について外国語活動を教育課程に位置付けることとし、標準時数外において15時間を標準に時間を設定していたが、令和6年度は12時間とする。

## 13 中学校「選択教科」の取扱いについて

学習指導要領に基づき、標準授業時数の枠外において開設することができる。

## 14 小学校における水泳の指導期間・時間について

小学校においては、水泳指導期間を各学校が定めた日から令和6年7月19日（金）までとし、指導時間については6単位時間程度とする。（着衣泳については別途設定することができるものとする。）

## 15 夏季休業日の水泳指導教室について

昨今、学校の夏季休業日に当たる7月下旬から8月下旬までの間は猛暑日が続いており、今後も同様の気象状況が続くことが予想される。炎天下での水泳指導は、水温の上昇の影響により得られる学習効果が低下するだけでなく、直射日光を浴びること等により熱中症の危険性が高まると考えられている。特に、低学年や初心者に関しては、気象状況やプール水温等の影響を強く受けるとの懸念がもたれている。このことから、武蔵村山市立学校においては、原則、夏季休業日中の水泳指導教室については実施しないこととする。

## 16 第4表の1及び2の確認事項

教育課程編成の際、特に、以下について配慮する。

### (1) 学力調査（小・中学校）

#### ア 国調査（令和6年度全国学力・学習状況調査）

| 調査実施年月日      | 調査対象学年・教科等   |
|--------------|--|
| 令和6年4月18日（木） | 小学校第6学年及び中学校第3学年<br>国語、算数・数学及び質問紙調査<br>※質問紙調査は全校でオンラインによる回答方式が採用される。 |

#### イ 市調査（令和6年度「武蔵村山市立学校児童・生徒の学力向上を図るための調査」）

| 調査実施年月日       | 調査対象学年・教科等  |
|---------------|---|
| 令和6年12月10日（火） | 小学校第4・5学年及び中学校第1・2学年<br>国語、算数・数学及び意識調査（紙媒体で実施）<br>※特別支援学級在籍児童・生徒は除く |

### (2) 体力調査（小・中学校）

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

対象：国体力調査は小学校第5学年及び中学校第2学年

都体力調査は小学校及び中学校全学年

実施月：5月初めから6月末まで

- (3) 特色ある学校づくり推進校発表会（小・中学校）  
全小・中学校で以下のどちらかの発表会に参加することとする。
- ア 第八小学校  
年月日：令和7年2月7日（金）午後
- イ 第九小学校  
年月日：令和6年11月22日（金）午後
- (4) 小中一貫教育の日（校区）  
授業実践交流等を通して小中連携を図ることを目的とした「小中一貫教育の日」について、各中学校区で日程を定めることとする。  
なお、令和6年度は教育長、教育委員並びに教育委員会事務局職員が小中一貫校村山学園にて授業等を視察する。
- (5) 音楽鑑賞教室（小学校）  
対 象：小学校第6学年  
年月日：令和6年11月26日（火）  
会 場：武蔵村山市民会館（さくらホール）
- (6) 連合音楽会（小学校）  
対 象：小学校第5学年  
年月日：未定  
会 場：武蔵村山市民会館（さくらホール）
- (7) 道徳授業地区公開講座（小・中学校）  
各校において設定する。
- (8) スケアードストレイト教室（一部の中学校）  
実施校：小中一貫校大南学園第四中学校及び第五中学校  
日 時：総務部防災安全課交通防犯係と日程調整した上で決定する。
- (9) 令和6年度武蔵村山市教育委員会定例学校訪問（小・中学校）  
年月日：令和6年度教育委員会事業予定表参照  
その他：第八小学校及び第三中学校の訪問には教育委員も同行する。
- (10) 令和6年度 劇団四季「こころの劇場」（小学校）  
対 象：小学校第6学年  
年月日：令和6年5月24日（金）  
会 場：J:COM ホール八王子
- (11) 職場体験（中学校）  
対 象：中学校第2学年  
年月日：各中学校間で日程を調整した上で決定する。
- (12) （仮称）まちづくり学習取組結果報告会（小・中学校）  
年月日：未定
- (13) その他  
東京都及び武蔵村山市等の重要な行事を考慮して教育課程を編成する。

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託優先契約交  
渉事業者

1 優先契約交渉事業者の名称、所在地及び代表者氏名

(1) 名 称 株式会社 東洋食品

(2) 所 在 地 東京都台東区東上野一丁目14番4号

(3) 代表者氏名 荻久保 英男

2 契約の予定期間

令和7年3月1日(土)から令和13年7月31日(木)まで

武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務  
委託業者について(報告)

令和 5 年 1 2 月

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託  
プロポーザル審査委員会

## 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| はじめに .....                         | 1 |
| I 審査の経過 .....                      | 2 |
| 1 申請及び審査の経過 .....                  | 2 |
| 2 申請状況 .....                       | 2 |
| II 審査の結果 .....                     | 3 |
| 1 審査の方法 .....                      | 3 |
| 2 審査の結果 .....                      | 3 |
| 3 審査の講評 .....                      | 5 |
| III 参考資料 .....                     | 6 |
| 1 審査委員会設置要領 .....                  | 6 |
| 2 審査委員会委員 .....                    | 7 |
| 3 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル実施要領 .. | 8 |

## はじめに

本報告書は、武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務委託業者候補者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

本市の小学校給食調理等業務については、昭和44年5月の稼働から現在まで、当該施設で市職員直営により給食を提供しておりましたが、施設の老朽化及び従事する職員の高齢化等の理由により、将来、安全・安心な給食の提供が難しい状況が予見されることから、新たな施設の整備を進めるとともに、給食調理の運營業務は民営で行う公設民営方式を採用する運びとなりました。

給食調理等業務の委託に際しては、子供たちの食の安全を第一に考え、委託料のみによることなく、学校給食への考え方や取組、センター方式での十分な運営実績、安全衛生管理などを慎重に確認して候補者を選定する必要があります。このことから、公募型プロポーザル方式を採用し、総合的な見地から判断し、優先契約交渉事業者として選定することに決まりました。

この優先契約交渉事業者の選定に当たっては、武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、9月8日及び同月27日に会議を開催、11月17日に公募のあった候補者から提出された書類及び候補者の説明(プレゼンテーション)を実施し、厳正な審査を行いました。

選定された優先契約交渉事業者には、学校給食の意義及び役割を十分認識され、子供たちに安全・安心でおいしい学校給食が安定的に提供されることを期待するものです。

令和5年12月15日

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 池谷光二 |
| 副委員長 | 鈴木義雄 |
| 委員   | 雨宮則和 |
| 委員   | 神子武己 |
| 委員   | 矢野喜之 |

(順不同)

## I 審査の経過

### 1 申請及び審査の経過

| 期 日                           | 経 過  |
|-------------------------------|--|
| 令和5年9月8日(金)                   | 第1回審査委員会(書面開催)<br>武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託<br>プロポーザルの実施について   |
| 令和5年9月11日(月)                  | 実施についての公示、参加申込書及び仕様書<br>等の説明図書の配布  |
| 令和5年9月22日(金)                  | 参加申込書による参加申込受付期限   |
| 令和5年9月27日(水)                  | 第2回審査委員会<br>1 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委<br>託プロポーザルに係る1次審査(書類審<br>査)について<br>2 その他  |
| 令和5年9月29日(金)                  | 参加資格審査結果通知書による通知   |
| 令和5年10月10日(火)                 | 仕様書等に係る質問書提出期限   |
| 令和5年10月17日(火)                 | 質問書回答  |
| 令和5年10月18日(水)<br>～同年11月10日(金) | 企画提案書提出  |
| 令和5年11月17日(金)                 | 第3回審査委員会<br>1 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委<br>託プロポーザルに係る事前調整について<br>2 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委<br>託プロポーザルに係る2次審査(プロポー<br>ザル審査)<br>3 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委<br>託業者についての報告(案)について<br>4 その他 |

### 2 申請状況

下記の業者からプロポーザル参加に係る企画提案書の提出がありました。

株式会社●●●●、株式会社東洋食品、●●●●株式会社

## Ⅱ 審査の結果

### 1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請業者の名称を明らかにするとともに、当該申請業者が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該申請業者から提出された申請書、事業計画書その他の書類(以下「提出書類」という。)の内容及び当該申請業者による提出書類の内容に関する説明(プレゼンテーション)を基に、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該申請業者による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点(一部10点)までの点数を付すこと(以下「採点」という。)により行いました。

### 2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の業者を武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務の優先契約交渉事業者として選定しました。

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 名 称 | 株式会社東洋食品          |
| 所在地 | 東京都台東区東上野一丁目14番4号 |
| 代表者 | 荻久保 英男            |

## 武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準

— 審査の結果 —

| 審査基準  | 配点          | (株)東洋食品     | A社          | B社          |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| <b>1 学校給食に対する理解があること。</b>   | <b>(15)</b> | <b>13.0</b> | <b>12.8</b> | <b>11.0</b> |
| (1) 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。                     | 5           | 3.8         | 4.0         | 3.4         |
| (2) 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。            | 5           | 4.2         | 4.2         | 4.0         |
| (3) おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。                        | 5           | 5.0         | 4.6         | 3.6         |
| <b>2 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。</b>                               | <b>(35)</b> | <b>32.6</b> | <b>31.0</b> | <b>28.8</b> |
| (1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。 | 5           | 4.8         | 4.4         | 4.0         |
| (2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」を遵守するとともに、年度の更新にも速やかに対応できるか。           | 5           | 4.6         | 4.8         | 4.0         |
| (3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。               | 5           | 4.8         | 5.0         | 5.0         |
| (4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は徹底しているか。                                | 5           | 4.2         | 4.2         | 3.8         |
| (5) 従事者の健康管理（健康診断、細菌検査等）を確実に行うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体制を整備しているか。   | 5           | 4.4         | 4.2         | 3.6         |
| (6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。                                       | 5           | 4.8         | 4.2         | 3.8         |
| (7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。                                   | 5           | 5.0         | 4.2         | 4.6         |
| <b>3 業務を安定して行う能力を有していること。</b>                                       | <b>(20)</b> | <b>18.2</b> | <b>17.4</b> | <b>16.4</b> |
| (2) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。                                | 5           | 4.6         | 4.0         | 4.0         |
| (2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。                            | 5           | 4.2         | 4.2         | 4.2         |
| (3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。    | 5           | 4.4         | 4.4         | 4.0         |
| (4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応できる体制を有しているか。                          | 5           | 5.0         | 4.8         | 4.2         |
| <b>4 その他</b>  | <b>(30)</b> | <b>26.8</b> | <b>25.2</b> | <b>20.4</b> |
| (1) 独自の事業等の提案は適切であるか。   | 10          | 8.8         | 8.8         | 6.4         |
| (2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。                                       | 10          | 9.2         | 8.0         | 6.4         |
| (3) 災害時の支援体制は、実施可能な提案となっているか。                                       | 10          | 8.8         | 8.4         | 7.6         |
| <b>合計点数</b>   | <b>100</b>  | <b>90.6</b> | <b>86.4</b> | <b>76.6</b> |

### 3 審査の講評

選定された委託業者候補者は、全国的にセンター方式、自校方式において運営実績、経験が豊富な上、複層階での運営実績など多様なノウハウを蓄積しており、本市の学校給食の現状を理解した中での現実的な提案であり、本市の学校給食に対して大変理解があるものと評価しました。

また、学校給食において最も重要な「食の安全」に関しても、ISO22000(食品衛生マネジメントシステム)も申請中であり、令和6年度当初には取得見込み並びに計画的な従業員教育、衛生監視体制及びアレルギー対応時の応援体制の確立など、「安全・安心でおいしい学校給食」の提供のための取組が提案されています。

これらのほかにも、現在建設中の学校給食センターは、災害時に応急給食拠点として市内各所の避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を併せ持つ(仮称)防災食育センターとして運用することを踏まえ、災害時には当該施設の防災機能をフル活用し、緊急時の応援協力体制など現実的な取組が提案されています。

さらに、業務開始後の施設管理関係についても、設備の不具合等が発生することが想定されますが、簡易な補修の対応、運営に支障の出る故障個所の発見、その後の修繕の提案など、全国各地のセンター運営の実績において蓄積したノウハウを活かし、これらを迅速にバックアップされる体制が構築されていることから、安定的な学校給食の提供がなされていくものと考えます。

一方、経費については、人件費、原材料費、エネルギー費関係の上昇傾向の中でも本市の学校給食センターの現状を鑑みた提案となっており、適切な積算であると判断し、総合的な提案内容について高く評価するに至りました。ただし、更なる創意工夫による経費の節減にも期待するところです。

令和7年4月からの本稼働後においても、多様なノウハウ、実績、経験をフルに活用し手作りメニュー、アレルギー献立の実践など、より安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供されることを期待しています。

### Ⅲ 参考資料

#### 1 審査委員会設置

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会要領

令和 5 年 9 月 1 日

(設置)

第 1 条 武蔵村山市立小学校において実施する学校給食の調理業務等を委託するに当たって、その委託業務契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公平に行うため、武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、教育長、企画財政部長、教育部長、教育部学校給食課長、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ教育長及び教育部長の職にある委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

## 2 審査委員会委員

| 氏 名                    | 区 分   | 備 考  |
|------------------------|---|------|
| いけ や こう じ<br>池 谷 光 二   | 教育長の職にある者<br>(要領第3条第2項該当)                       | 委員長  |
| すず き よし お<br>鈴 木 義 雄   | 教育部長の職にある者<br>(要領第3条第2項該当)                      | 副委員長 |
| あめ みや のり かず<br>雨 宮 則 和 | 企画財政部長の職にある者<br>(要領第3条第2項該当)                    | 委員   |
| かみ こ たけ し<br>神 子 武 己   | 教育部学校給食課長の職にある者<br>(要領第3条第2項該当)                 | 委員   |
| や の よし ゆき<br>矢 野 喜 之   | 教育部学校給食課防災食育センター<br>整備担当長の職にある者<br>(要領第3条第2項該当) | 委員   |

### 3 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

#### 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル（以下「本業務委託プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

#### 2 業務概要

- (1) 件名 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 「武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年3月1日（土）から令和13年7月31日（木）まで

#### 3 予算

提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 1,584,530,000円

（ただし、令和6年度分は1,200,000円を上限額とする。）

※ 上記の提案上限額は、令和6年度以降の予算のため現時点では未確定である。武蔵村山市議会による減額、修正又は削除等の修正があった場合は、契約の締結を中止又は仕様書を変更して契約を締結する場合がある。

#### 4 スケジュール（予定）

| 年月                      | 内容                           | 備考         |
|-------------------------|------------------------------|------------|
| 令和5年9月11日（月）            | 実施について公示、参加申込書及び仕様書等の説明図書の配布 | ホームページ     |
| 9月22日（金）                | 参加申込書による参加申込受付期限             | 持参、郵送又はメール |
| 9月27日（水）                | 1次審査（書類審査）                   |            |
| 10月3日（火）                | 参加資格審査結果通知書による通知             | メール        |
| 10月10日（火）               | 仕様書等に係る質問書提出期限               | メール        |
| 10月17日（火）               | 質問書回答                        | メール        |
| 10月18日（水）～<br>11月10日（金） | 企画提案書提出                      | 持参、郵送      |
| 11月17日（金）               | 2次審査（プロポーザル審査）               | プレゼンテーション等 |
| 11月22日（水）               | プロポーザル審査結果通知書による通知           | メール        |
| 12月中旬                   | 教育委員会報告（優先契約交渉事業者）           |            |

|                  |                                   |  |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 令和 6 年 1 2 月（上旬） | 契約締結請求、執行伺、仕様書、随意契約<br>（特命）依頼書の提出 |  |
| 令和 7 年 2 月（上旬）   | 契約締結                              |  |

## 5 実施形式

公募型プロポーザル

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和 51 年 5 月 15 日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（甲）第 7 号）の措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (6) 5,000 食以上の学校給食における共同調理場方式のセンターにおいて、3 年以上の調理及び配送配膳の業務受託実績を有していること。
- (7) 東京都内に本社、支社又は事業所のいずれかを有していること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 募集内容

- (1) 募集方法 市公式ホームページ
- (2) 申込方法 主管課窓口持参、郵送又は電子メール
- (3) 参加申込時提出書類及び部数
  - ア 参加申込書（第 1 号様式）及び応募資格要件確認書（第 2 号様式） 各 1 部
  - イ 武蔵村山市競争入札参加資格証（写し） 1 部
  - ウ 業務実績書（第 3 号様式） 1 部

## 8 情報公開及び提供

- (1) 情報公開及び提供の内容 実施要領、募集要項、仕様書等の説明図書、全参加事業者についての評価（ただし、優先交渉権者以外は匿名）、審査委員
- (2) 情報公開及び提供の方法 市公式ホームページ

## 9 審査概要

別に定める武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

### (1) 委員構成

- ア 委員長 教育長
- イ 副委員長 教育部長
- ウ 委員 企画財政部長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課長

### (2) 審査方法

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（提案書、見積書、プレゼンテーション審査）

## 10 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 受託事業者は、公募型プロポーザルにより選考する。
- (2) 受託事業者は、審査委員会の審査に基づき審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 参加者が1社になった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として選定する。

## 11 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

- (1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式）及び応募資格要件確認書（第2号様式） 各1部
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格証（写し） 1部
- ウ 業務実績書（第3号様式） 1部

(2) 提出期限

令和5年9月22日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

## 12 第一次審査

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書を令和5年9月27日（水）までに、電子メールにより通知する。なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和5年9月27日（水）から令和5年10月4日（水）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

## 13 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格審査結果通知書により参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

企画提案書（第4号様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書の内容は、第4号様式別紙を参考に作成すること。

(3) 提出期限

令和5年11月10日（金）午後5時（必着）

(4) 提出部数

正本：1部 副本：7部

(5) 提出方法

主管課窓口持参、郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）。

(6) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ サイズはA4判、縦型、横書きを基本とすること。また各ページ下部にページ番号を付すこと。

ウ ファイルの表紙に、「業務名」「事業者名」を明記すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。白黒、カラーは問わない。

オ 提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。

カ 提出後の書類は返却しない。

#### 14 見積書の提出

(1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書を提出すること。（第5号様式）なお、見積書は開業準備期間と年度ごとに分けて作成し、全ての期間の集計総括表も作成すること。

(2) 見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書・氏名を記入すること。

(3) 見積上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意すること。

(4) 提出期限

令和5年11月10日（金）午後5時（必着）

(5) 提出部数

正本：1部 副本：7部

(6) 提出方法

主管課窓口持参、郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）。

(7) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

## 15 質問受付及び回答

仕様書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書を次により提出すること。なお、期限までに到達しない質問及び電話（口頭）での質問には回答しない。

### (1) 受付期間

令和5年10月3日（火）午前9時から

令和5年10月10日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 質問方法

質問事項は、質問書に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、メール件名は「【事業者名】 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要なと判断される質問のみを受け付ける。

### (3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

### (4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和5年10月17日（火）までに電子メールにより通知するとともに、市ホームページで公開する。

## 16 第二次審査（プレゼンテーション）

### (1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

### (2) 日時

令和5年11月17日（金）（予定）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

### (3) 場所

中部地区会館401大集会室（市役所4階）

### (4) 審査基準

ア 「審査基準表」の各評価項目に対し、評価採点を行う。

イ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

ウ 委員1人当たりの最高点は100点とする。

### (5) 審査方法

- ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。
- イ プレゼンテーションへの参加人数は5人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。
- ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- エ 実施時間は、1事業者につき30分以内（準備等含む）プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答10分以内とする。
- オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を踏まえて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。パソコン及びプロジェクターの使用を許可するが、パソコン・プロジェクター等は事業者が持参すること。
- カ 審査は個別に行い、非公開とする。なお、プレゼンテーションの内容は録音する場合ある。
- キ 開始時間、会場等詳細は、後日メールにて連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、令和5年11月22日（水）に電子メールにより第二次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和5年11月22日（水）から11月27日（月）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

17 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

| 審査基準 |  | 配点   |
|------|--|------|
| 1    | 学校給食に対する理解があること。                                     | (15) |
| (1)  | 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。          | 5    |
| (2)  | 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。 | 5    |
| (3)  | おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。             | 5    |
| 2    | 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。                         | (35) |

|   |             |
|---|-------------|
| (1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。 | 5           |
| (2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」を遵守するとともに、年度の更新にも速やかに対応できるか。           | 5           |
| (3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。               | 5           |
| (4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は徹底しているか。                                | 5           |
| (5) 従事者の健康管理（健康診断、細菌検査等）を確実に行うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体制を整備しているか。   | 5           |
| (6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。                                       | 5           |
| (7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。                                   | 5           |
| <b>3 業務を安定して行う能力を有していること。</b>                                       | <b>(20)</b> |
| (1) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。                                | 5           |
| (2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。                            | 5           |
| (3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。    | 5           |
| (4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応できる体制を有しているか。                          | 5           |
| <b>4 その他</b>  | <b>(30)</b> |
| (1) 独自の事業等の提案は適切であるか。   | 10          |
| (2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。                                       | 10          |
| (3) 災害時の支援体制は、実施可能な提案となっているか。                                       | 10          |
| <b>合 計 点 数</b>  | <b>100</b>  |

## 18 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されていない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の交渉事業者との協議に移るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、原則、契約優先交渉事業者から提出された見積額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施される

ものとする。

(4) 契約成立の要件

当該委託契約の履行については、令和6年第1回武蔵村山市議会定例会（予定）により予算の可決が条件となる。また、審議の内容により、仕様書の一部が変更となる場合がある。

## 19 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会要領、実施要領、仕様書

イ 優先契約交渉事業者決定後

決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

## 20 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本業務委託プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本業務委託プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 21 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積上限額を超過した場合

## 22 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局宛に提出すること。
- (3) 本業務委託プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 23 事務局（問合せ・提出先）

〒208-0004

武蔵村山市本町六丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課 担当：神子・鳴川

電話 042-560-2597 FAX 042-590-2598

Email: [lunch-propo@city.musashimurayama.lg.jp](mailto:lunch-propo@city.musashimurayama.lg.jp)

## 令和 6 年「20 歳を祝う会」の開催について

- 1 主 催 武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会
- 2 開 催 期 日 令和 6 年 1 月 8 日（月・祝）
- 3 会 場 さくらホール（武蔵村山市民会館） 大ホール
- 4 対 象 者 平成 1 5 年 4 月 2 日から平成 1 6 年 4 月 1 日までに生まれた  
市内在住の方等  
8 3 7 人（男性 4 0 4 人、女性 4 3 3 人）
- 5 時 程 午前 1 0 時 3 0 分 受付開始・開場  
1 1 時 0 0 分 開式（式典開始）  
1 1 時 4 5 分 閉式（式典終了）  
正午 アトラクション開始  
午後 0 時 3 0 分 アトラクション終了
- 6 アトラクション 武蔵村山市ウインドアンサンブルによる演奏
- 7 記 念 品 村山大島紬製小銭入れ、カードケース
- 8 そ の 他 アトラクションとして上映はしないが、「恩師からのビデオレター」を YouTube 上で一定期間配信する。視聴については、会場で QR コードを配布し、令和 6 年「20 歳を祝う会」の対象者のみの限定公開とする。
- 9 来 賓 裏面のとおり

主催者及び来賓一覧

| 主催<br>来賓 | 区 分           | 人数  | 氏 名  |  |  |
|----------|---------------|-----|--|--|--|
| 主催       | 市長及び<br>副市長   | 2人  | 山崎 泰大  | 石川 浩喜  |  |
| 主催       | 教育長及び<br>教育委員 | 5人  | 池谷 光二<br>比留間雅和   | 大野 順布<br>潮 美和  | 杉原 栄子  |
| 来賓       | 国会議員<br>都議会議員 | 4人  | 木原 誠二<br>関野たかなり  | 谷村 孝彦  | 尾崎あや子  |
| 来賓       | 市議会議員         | 20人 | 田口 和弘<br>大野 正士<br>木村 祐子<br>土田 雅一<br>藤枝 奈々<br>吉田 篤<br>須藤千詠子 | 遠藤 政雄<br>内野 和典<br>鈴木 明<br>波多野 健<br>内野 直樹<br>石黒 照久<br>高橋 弘志 | 清水 彩子<br>天目石要一郎<br>長堀 武<br>小部山吉則<br>田村 充子<br>前田 善信 |

<参考>

令和5年成人式の状況等

対象者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた市内在住  
の方等

|     |       |     |       |    |        |
|-----|-------|-----|-------|----|--------|
|     | 750人  | (男性 | 357人  | 女性 | 393人)  |
| 出席者 | 521人  | (男性 | 274人  | 女性 | 247人)  |
| 出席率 | 69.5% | (男性 | 76.8% | 女性 | 62.8%) |

令和 5 年度少年少女スポーツ大会「第 40 回少年少女サッカー大会」  
の開催結果について

- 1 主 催 武蔵村山市教育委員会
- 2 主 管 武蔵村山市サッカー協会
- 3 協 力 武蔵村山市スポーツ推進委員協議会
- 4 開催期日 令和 5 年 11 月 18 日（土）
- 5 開催場所 総合運動公園運動場（第 1 運動場・第 2 運動場）
- 6 開 会 式 令和 5 年 11 月 18 日（土）午前 9 時
- 7 閉 会 式 令和 5 年 11 月 18 日（土）午後 3 時 30 分
- 8 参加状況

|        | 男子の部 |      | 女子の部 |      | 合計   |      |
|--------|------|------|------|------|------|------|
|        | チーム数 | 登録人数 | チーム数 | 登録人数 | チーム数 | 登録人数 |
| 一小     | 3    | 33   | 0    | 0    | 3    | 33   |
| 二小     | 1    | 11   | 0    | 0    | 1    | 11   |
| 三小     | 3    | 30   | 0    | 0    | 3    | 30   |
| 村山学園   | 1    | 13   | 0    | 0    | 1    | 13   |
| 大南学園七小 | 1    | 15   | 0    | 0    | 1    | 15   |
| 八小     | 2    | 27   | 1    | 8    | 3    | 35   |
| 九小     | 1    | 9    | 0    | 0    | 1    | 9    |
| 十小     | 4    | 36   | 2    | 20   | 6    | 56   |
| 雷塚小    | 2    | 21   | 1    | 9    | 3    | 30   |
| 合計     | 18   | 195  | 4    | 37   | 22   | 232  |

9 成 績

| 区分  | 男子の部        | 女子の部         |
|-----|-------------|--------------|
| 優勝  | 一小 7分！？     | 十小 ガールズ      |
| 準優勝 | 十小 ベーベーズ    | 八小 GOGO ガールズ |
| 第三位 | 三小 小林サッカー協会 | 雷塚 バンビーノ     |
|     | 三小 クリキントンズ3 | 十小 やる気でがんばる  |

## 図書館除籍資料の無償配布結果について

## 1 実施期日等

令和5年11月 9日(木)～10日(金) 市内公共施設等対象

11月11日(土)～28日(火) 市民対象

## 2 配布状況

|                                       | 対象冊数   | 配布冊数   | 配布率   |
|---------------------------------------|--------|--------|-------|
| 市内公共施設等対象                             |        |        |       |
| 令和5年11月9日(木)～<br>10日(金)<br>配布場所：各図書館  | 2,467冊 | 1,018冊 | 41.3% |
| 市民対象                                  |        |        |       |
| 令和5年11月11日(土)<br>～28日(火)<br>配布場所：各図書館 | 8,176冊 | 4,925冊 | 60.2% |
| 合計                                    | 9,194冊 | 5,943冊 | 64.6% |

※ 市民対象の対象冊数には市内公共施設等対象で残った1,449冊を含んでいる。